附則第九条の十二中「規定」の下に「（これらの規定に係る罰則を含む。）」を加える。

附則第十条第四項中「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　道府県は、次の各号に掲げる者が、当該各号に掲げる事業により、マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下この項において「マンション再生法」という。）第百六十三条の五十七に規定する要除却等認定マンション若しくはその敷地、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成七年法律第四十三号）第二条の政令で定める災害により大規模一部滅失（同法第一条に規定する大規模一部滅失をいう。）をしたマンション（マンション再生法第二条第一項第一号に規定するマンションをいう。以下この項において同じ。）若しくはその敷地又は当該災害により滅失をしたマンションの敷地の用に供されていた土地を取得した場合には、これらの取得が令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、これらの不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

一　マンション再生法第二条第一項第十号に規定する施行者　同号に規定するマンション再生事業

二　マンション再生法第百九条に規定するマンション等売却組合　マンション再生法第四条第二項第六号に規定するマンション等売却事業

三　マンション再生法第百六十三条の二に規定するマンション除却組合　マンション再生法第二条第一項第二十五号に規定するマンション除却事業

附則第十条第七項中「第二条第九号」を「第二条第十号」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条第八項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附則第十条の二第一項ただし書中「博覧会の終了の日から六月を経過する日」を「令和十年三月一日」に改める。

附則第十条の三中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条第七項中「特別区」の下に「又は同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域」を加え、「令和五年四月一日」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　号）の施行の日」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「同法」を「都市再生特別措置法」に改め、同条第八項中「の新築を」を「（第七十三条の十四第一項に規定する特定区域内住宅を除く。）の新築を令和十一年四月一日から」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、「まで」の下に「の間」を、「当該取得が」の下に「令和十一年四月一日から」を加え、同条第十三項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条第十四項中「同条第十三項」を「同条第十七項」に改め、同条第十六項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

17　診療所（医療法第一条の五第二項に規定する診療所をいう。以下この項において同じ。）の開設者又は管理者が同法第三十条の四第二項第十一号イ(2)に掲げる区域のうち政令で定める区域において診療所の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和十年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十二条の二の七第九項中「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」の下に「（昭和五十四年法律第四十九号）」を加える。

附則第十二条の二の八を削る。

附則第十二条の二の七の二第七項中「附則第十二条の二の七の二第一項」を「附則第十二条の二の八第一項」に改め、同条を附則第十二条の二の八とする。

附則第十二条の二の九から第十二条の二の十三までを削る。

附則第十二条の三の前の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「第百四十九条第一項第一号に規定する電気自動車」を「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの」に、「第百四十九条第一項第二号に規定する天然ガス自動車」を「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるもの」に、「次項第二号及び次条第三項」を「次項第二号及び同条第三項」に、「第百四十九条第一項第三号に規定する電力併用自動車をいう。」を「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十七項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。第一号及び」に、「第百七十七条の七第一項第三号イ(1)」を「第百五十四条第一項第三号イ(1)」に改め、「の種別割」を削り、同項各号を次のように改める。

一　ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第三項第一号において同じ。）又は石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。次号、次項第三号及び第三項第一号において同じ。）に該当するものを除く。同項第二号において同じ。）で平成二十七年三月三十一日までに最初の道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この条及び次条第一項において「初回新規登録」という。）を受けたもの　初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二　軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第三項第三号において同じ。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十九年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの　初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

附則第十二条の三第二項中「第百七十七条の七第一項」を「第百五十四条第一項」に、「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項第二号中「第百四十九条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。）」に、「同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準」を「同条第一項の規定により平成二十一年十月一日（同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に改め、同項第三号中「第百四十九条第一項第三号に規定する」を削り、同項第四号から第六号までを削り、同条第三項を次のように改める。

3　次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第百五十四条第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一　ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める